

「妙岐ノ鼻公募型環境管理」試行募集要領

1. 試行概要

霞ヶ浦の河川区域内に存し独立行政法人水資源機構（以下「水機構」）が所有し管理する妙岐ノ鼻では、古くから茅葺き屋根材を採取する茅場として地域に利用されており、茅利用と環境維持を目的とした採草とヨシ焼きが行われてきました。

妙岐ノ鼻では茅利用により人間活動とかわりを持った生態系が維持されており、環境庁による第2回自然環境保全基礎調査（昭和53年）では「郷土景観を代表する植物群落で特にその群落の特徴が典型的なもの」として「特定植物群落」に選定されています。この豊かな植物群落では、初夏にはオオヨシキリ、セッカ、コジュリンなどの繁殖地として、冬には北方からチュウヒが飛来し越冬地とするなど多くの鳥類も訪れ、河川を基軸とした生態系ネットワークの機能も有していると考えられます。

妙岐ノ鼻に生育するカモノハシを主体とした茅は「シマガヤ」と呼ばれ、耐久性に優れるなど品質が良く、水戸・偕楽園の好文亭をはじめ、この地域の文化財である茅葺き屋根の葺き替えや修繕に利用されています。文化庁がとりまとめた「文化財保存修理用資材（植物性屋根）の長期需要予測報告書」によると、文化財の修繕にあたってはその文化財が立地するその地域で産出する資材を使用することが前提とされる中で、当地域の文化財保存修理用資材の需要に対して産出量が大幅に不足しているとされています。

今回、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所及び水機構利根川下流総合管理所では、水機構所有地内の産出物利用にあたって公平性や透明性を確保しつつ、妙岐ノ鼻の環境管理・保全、文化財保存修理用資材の増産及び地域の発展に寄与することを目的として、妙岐ノ鼻の環境管理（採草及びヨシ焼き）を実施する者を公募するものです。

2. 環境管理（採草・ヨシ焼き）場所

場所：茨城県稲敷市浮島 6276-1, 6276-2（防火帯範囲を除く）

環境管理（採草及びヨシ焼き）の区域は、別添図面のとおりとします。

3. 環境管理（採草・ヨシ焼き）を実施する時期

環境管理（採草及びヨシ焼き）を実施できる日は次のとおりとします。

採草 令和5年12月1日（金）～令和6年2月29日（木）までの間

ヨシ焼き 令和6年3月10日（日）、3月17日（日）のうちいずれか1日

4. 採草の対象となる植物

カモノハシ、カサスゲ、ヨシを主体とした草本類を対象とします。カモノハシを主体とするシマガヤの利用目的は文化財保存修理及びこれに類する作業に限定します。

5. ヨシ焼きについて

環境管理（採草及びヨシ焼き）の区域全域を対象としてヨシ焼きを実施するものとします。

なお、天候その他やむを得ない理由によりヨシ焼きを中止または中断することは認めます。

6. 募集期間

令和5年10月5日（木）～令和5年10月31日（火）（必着）

7. 募集者数

1者（複数者による共同申し込みや任意団体による申し込みも可能です）

8. 応募参加資格

以下のいずれかにも該当しない者であること。

- ① 募集期間中において、利根川水系関連区域において指名停止を受けている者。
- ② 募集期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 直近1年間の税を滞納している者。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省や水機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

9. 応募方法

環境管理（採草及びヨシ焼き）を希望する者は、別紙の応募様式に以下①～④の内容を記入し、採草作業計画（方法、日程、安全管理）及びヨシ焼き作業計画（方法、日程、安全管理）を作成の上、募集期間内に持参又は郵送若しくは電子メールにより⑤の担当窓口へ提出してください。

なお、応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、選定後の連絡、関係機関への通知にのみ使用します。

① 採草した植物の使用方法

※採草したシマガヤを使用する文化財等施設名を記載してください。

このほか、文化財保存修理に類する取り組みがあれば記載してください。

② 地域との連携や地域振興に関する内容

※地域との連携や地域振興に関する取り組みや今後の展望を記載してください。

③ 応募者の連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）

④ 応募参加資格の合致状況（該当箇所にすべてチェック☑を記載）

⑤ 応募様式の提出先、担当窓口

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 環境課

住所：〒300-0732 茨城県稲敷市上之島3112

電話：0299-79-3311（代表）

電子メール：JWA_tonekaryu@water.go.jp

10. 選定方法の概要

応募書類に基づき、採草した植物の使用方法、地域との連携や地域振興に関する内容等を総合的に評価し選定します。

なお、選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

また、選定後において辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

11. 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに応募者に通知するとともに、霞ヶ浦河川事務所及び利根川下流総合管理所ホームページで公表するものとします。なお、失格又は選定されなかった場合の異議申し立てについては、選定者の公表から5日（土日・祝日を含まない）以内に書面（持参又は郵送（公表から5日以内必着））若しくは電子メールにより9. ⑤担当窓口へ提出してください。書面到着後5日以内に書面により回答します。

なお、選定結果の通知は令和5年11月上旬を予定しています。

12. 選定後に必要な手続き

① 水資源開発施設等使用承認申請

選定された者は、独立行政法人水資源機構が定める「水資源開発施設等使用承認申請書（以下「申請書」という。）」を提出し承認を受ける必要があります。

申請書の提出にあたっては、応募様式（別紙）及び選定結果通知の写しを添付し、選定者の公表から10日以内に以下の担当窓口へ持参又は郵送により提出してください。なお、申請書の提出がない場合は辞退したとみなします。正当な理由なく申請を辞退した者については、次回以降の公募において申請の選定から除外するなど、応募者選定の判断材料として記録します。

【申請の担当窓口】

独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所 用地保全課

住所：〒300-0732 茨城県稲敷市上之島3112

電話：0299-79-3311（代表）

② 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

ヨシ焼きにあたっては、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第45条に基づ

く「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」の提出が必要となります。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

ヨシ焼きにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律については、水資源開発施設等使用承認申請が整った段階で、同施行令第14条第一号「国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」が適用されます。

このため、水資源開発施設等使用承認申請の手続きについては、使用承認書の写しを河川管理者（国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所）と稲敷市に共有します。

1.3. 環境管理（採草及びヨシ焼き）に当たっての承認条件

霞ヶ浦河川事務所及び利根川下流総合管理所から選定された者による環境管理（採草及びヨシ焼き）の実施にあたっては、河川法、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例その他関係法令を遵守しなければなりません。また、選定された者は、火災予防の観点から、ヨシ焼きの実施方法について事前に消防関係者と打合せを行うものとします。

なお、水資源開発施設等の使用にあたっては、以下の条件を付して承認されます。

- ① 使用期間に係る使用料は免除とする。
- ② 使用者は、工作物の設置については、利根川下流総合管理所長（以下「所長」という。）から別途指示があった場合には、その指示に従わなければならない。
- ③ 使用者は、承認に係る目的以外の目的のために当該水資源開発施設等を使用し、若しくはその現状に変更を加え、又は承認に係る工作物以外の工作物を設置してはならない。
- ④ 使用者は、水資源開発施設等の使用に当たっては、滅失又はき損を生じないように注意し、これに滅失又はき損が生じたときは、直ちにその状況を所長に報告しなければならない。
- ⑤ 使用者は、その責に帰すべき理由により当該水資源開発施設等に滅失又はき損が生じたときは、所長の指示するところにより、原状の回復又は損害額の弁償をしなければならない。
- ⑥ 使用者は、水資源機構（以下「機構」という。）が行う管理により、水資源開発施設等の使用に支障が生ずる場合においても、その使用に係る権利をもって機構に対抗することができない。
- ⑦ 使用者は、水資源開発施設等の使用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- ⑧ 承認の期間中において、機構の業務上必要があるとき、又は承認に付した条件に違反したときは、所長は、その承認を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

- ⑨ 使用者は、前項の規定により生じた損失の補償又は使用施設に対して自己の負担で改良を加えた場合に生じた付加価値の償還を機構に要求してはならない。
- ⑩ 使用者は、所長から水資源開発施設等の使用の状況について報告を求められた場合には、遅滞なく報告しなければならない。
- ⑪ 使用者は、機構の職員が機構の業務のため使用者が設置した工作物等内に立ち入る場合には、これを拒否してはならない。
- ⑫ 水資源開発施設等の使用の承認は、その期限が到来したとき、又は使用者がその使用に係る行為若しくは事業を廃止したときは、その効力を失うものとする。
- ⑬ 使用者は、前項の規定により承認の効力を失い、又は第8項の規定により承認を取り消されたときは、所長の指示するところにより、使用者の負担において遅滞なく使用場所を使用開始前の原状に回復の上、所長の指示する期限内に返還しなければならない。
- ⑭ 今回の水資源開発施設等の使用により、第三者から苦情等があった場合は使用者が対応するものとする。
- ⑮ 水資源開発施設等の使用上の事故等に係る使用者及び第三者被害・損害等の一切の責任は使用者が負うものとする。
- ⑯ 使用者は、火入れに際しては関係法令を遵守のうえ、延焼の防止に努めなければならない。なお、確実に鎮火したことを確認するまでその場から退去してはならない。
- ⑰ 使用者は、延焼を防止するための必要な措置をとるとともに延焼を確認した場合には速やかに消火活動を行わなければならない。
- ⑱ 作業時間は8：30～16：30までとする。ただし、火入れ（着火）作業は9：00～13：30までの間とする。
- ⑲ 作業時に事故・怪我などが発生した場合は、速やかに利根川下流総合管理所に連絡する。
- ⑳ 風向が北～東かつ風速が毎秒5mを超える場合はヨシ焼きを行ってはならない。また、ヨシ焼き作業中に消防署または消防団から指示があった場合はこれに従わなければならない。

以上

応募様式

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所長 殿
独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所長 殿

応募者

〒***-***-〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

令和5年10月5日付で公募された、妙岐ノ鼻公募型環境管理について応募します。
なお、記載事項に相違ないことを誓約いたします。

記

1. 採草した植物の使用方法

使用する文化財等施設名（見込みでも可）（ ）

※上記以外に文化財保存修理に類する取り組みがあれば記載してください。

2. 地域との連携や地域振興に関する内容

※地域との連携や地域振興に関する取り組みや今後の展望を記載してください。

3. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可） : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇〇〇

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

4. 採草管理の応募資格について、該当箇所すべてチェック☑を記載。

公募期間中において、利根川水系関連区域において指名停止を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省や水資源機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

採草作業計画

採草の方法

採草の日程（予定）

安全管理

ヨシ焼き作業計画

ヨシ焼きの方法

ヨシ焼きの日程（予定）

安全管理

別添図面 採草及びヨシ焼きの区域

